

志賀町ふるさと就業祝金の申請について

志賀町では本町における人口の流出を抑制し、若年者の町内企業等への就業を促進するため、U・Iターン者及び新規学卒者に対し、祝金を交付します。申請する場合は、下記をお読みいただき、必要な書類を添えて提出して下さい。

対象者

本町で新たに就業したU・Iターン者及び新規学卒者が対象です。ただし、申請時点において以下の条件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

※当該補助金において、申請者・請求者・口座名義は同一でなければなりません。

<補助の条件>

下記の全ての項目を確認し、□にチェックしてください。全て☑が入る方が対象者です。

(No. 10以下は該当者のみ☑)

※Uターン者 本町出身者であって、本町に転入した日の年齢が満18歳以上40歳未満の者

※Iターン者 本町出身者以外の者で、本町に転入した日の年齢が満18歳以上40歳未満の者

※新規学卒者 本町の住民基本台帳に1年以上記録されている者であって、学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中等部及び高等部に限る）、大学（これに準ずると認める教育施設を含む）及び高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校を卒業した者

No.	はい	項目		
1	<input type="checkbox"/>	申請者はUターン者又は新規学卒者である。(第3条)		
2	<input type="checkbox"/>	申請者は交付申請日において、本町に居住している。(第3条)		
3	<input type="checkbox"/>	申請者は次の(1)又は(2)に該当する就業者等である。(第2条、第3条) 【(1)又は(2)のうち該当する方に☑してください。】		
		<input type="checkbox"/>	下記のア～オの要件を満たす正規雇用の町内企業就業者で、公務員でない者である。 【ア～エは全員、オは該当者のみ☑してください。】 ※町内企業 雇用保険法に規定する適用事業の事業主が本町の区域内に有する事務所・事業所	
	(1)	ア	<input type="checkbox"/>	期間の定めのない雇用である。
		イ	<input type="checkbox"/>	事業主に直接雇用されている。
		ウ	<input type="checkbox"/>	1週間の所定労働時間が30時間以上である。
		エ	<input type="checkbox"/>	雇用保険の被保険者である。
		オ	<input type="checkbox"/>	健康保険法に規定する適用事業に該当する事業主に雇用されている場合は、健康保険に加入している。
	(2)	<input type="checkbox"/>	下記の ア 又は イ のいずれかに該当する起業者である。	
ア		<input type="checkbox"/>	事業を営んでいない者が新たに個人事業を開業し、個人事業の開業届出書及び青色申告承認申請書を提出した者	

		イ	□	事業を営んでいない者が新たに法人を設立し、法人税法第148条及び法人税法施行規則第63条に規定する法人設立届出書を提出した者
4	□	交付申請日において、申請者は引き続き1年以上、本町に居住し町内企業等に就労する意思がある。(第3条)		
5	□	申請者は、町税、町税に係る延滞金及び督促手数料を滞納していない。(第3条)		
6	□	国家公務員法第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法第3条に規定する地方公務員でない。(第3条)		
7	□	申請者は志賀町移住定住促進賃貸住宅家賃助成金、志賀町起業・創業支援事業費補助金及び青年就農給付金並びにこれに類する国及び県の補助金等の交付を受けていない。(第3条)		
8	□	申請者は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者又は従事している者でない。(第3条)		
9	□	申請者は就業日又は起業日から6か月以内である。 ※研修等の理由により町外に勤務する申請者は、研修終了日から1か月以内である。		
10	□	申請者が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に定める在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者である。(第3条)		
UIターン者のみ☑してください。(No.11は必須、No.12は研修等で町外に勤務していた者のみ)(第3条)				
11	□	申請者は次の(1)又は(2)のいずれかに該当する。(第3条)		
	(1)	□	本町に転入した日から1年以内に新たに町内企業に正規雇用で就業又は起業した者	
	(2)	□	新たに町内企業に正規雇用で就業又は起業した日から1か月以内に本町に転入した者	
12	□	申請者が町内企業に正規雇用で就業後、研修等の理由により町外に勤務する場合は、研修終了日から起算して1か月が経過する日までに本町に居住(転入)している。この場合において、研修の期間及び研修期間中の他市区町村への転出の有無は問わない。		
新規学卒者のみ☑してください。(No.13は必須、No.14は研修等で町外に勤務していた者のみ)(第3条)				
13	□	申請者は卒業日の翌日から起算して1年以内に、新たに町内企業に正規雇用で就業又は起業した者である。		
14	□	申請者が町内企業に正規雇用で就業後、研修等の理由により町外に勤務する場合は、研修終了日から起算して1か月が経過する日までに本町に居住(転入)している。この場合において、研修の期間及び研修期間中の他市区町村への転出の有無は問わない。		

祝金の額

交付対象者1人につき5万円

申請期間

新たに町内企業に就業又は起業した日から6か月以内に申請してください。

※研修等の理由により町外に勤務することになった申請者は、研修終了日から1か月以内に申請。

申請方法

「祝金交付申請書（様式第1号）」に必要な書類を添えて、震災復旧復興創生室（志賀町役場本庁舎3階）へ直接提出してください。

上記の申請書や◎の添付書類は、震災復旧復興創生室で配布しております。

- 住民票の写し
- 戸籍の附票（Uターン者のみ）
- ◎就業証明書（様式第2号）
- 健康保険被保険者証の写し（健康保険被保険者のみ）
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ◎誓約・承諾書（様式第3号）
- ◎町税納付状況調査同意書
- 卒業証書又は卒業証明書の写し（新規学卒者のみ）
- 個人事業の開業届出書及び青色申告承認申請書の写し又は法人設立届出書の写し（起業者のみ）
- その他町長が必要と認める書類

《申請書と同時に提出可能》

- ◎補助金等（精算）請求書（様式第5号）
- 振込先の預金通帳等の写し

問合せ・申請書提出先

志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室（本庁3階）

TEL：0767-32-9301（直通） E-MAIL：iju@town.shika.lg.jp